

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 砂川市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.0%
全職員	61.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	44.4%
本庁課長相当職	79.8%
本庁課長補佐相当職	97.5%
本庁係長相当職	78.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.4%
31～35年	84.8%
26～30年	68.6%
21～25年	56.6%
16～20年	92.2%
11～15年	82.2%
6～10年	84.5%
1～5年	59.6%

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当、寒冷地手当、管理職手当などの各種手当について男性への支給が多いため。
- ・1～5年の勤続年数の差異が大きいのは、事務職や看護職などよりも給与が高い市立病院医師における5年以内の勤続年数の割合が約80%となっていることに加え、男女比が4：1となっており、男性の平均給与を引き上げているため。
- ・21～25年の勤続年数の差異が大きいのは、女性医師が0名で男性医師のみであり、男性の平均給与を引き上げているため。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」においては、男性医師の割合が女性医師よりも1.3倍多くなっており、男性の平均給与を引き上げているため

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。